

第6回安曇野市景観審議会

- 1 審議会名 第6回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成22年10月7日(木) 午前10時から午前11時45分
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、岡江委員、森島委員、石田委員、川井委員
古川委員、櫻井委員、宮崎委員、宇田委員
- 5 市側出席者 都市建設部：久保田部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、中嶋主査
平野主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成22年10月20日

協 議 事 項 等

I 会議の概要

1. 開 会
2. あいさつ
3. 経過報告
景観条例について
4. 協議事項
景観づくりガイドラインについて
5. 今後の進め方
6. 閉 会

審議会資料16

審議会資料17

審議会資料18

審議会資料19

II 提示資料

- 審議会資料16 安曇野市景観条例
- 審議会資料17 安曇野市景観づくりガイドライン作成部会の検討概要
- 審議会資料18 安曇野市景観づくりガイドライン(検討用たたき台)
- 審議会資料19 今後の進め方

III 議事要録

1. 前回議事の確認

→とくに意見なし。

2. 景観づくりガイドラインについて

・ガイドライン自体が推奨するものなので、「推奨します」という文言は文章中に入れないでよい。(委員)

・とても立派なものできたと思うが、ある程度大規模な建築物を想定した内容であるため、一般住宅対しては必要のない部分もあると思う。可能であれば住宅用の簡易版をつくることも検討して欲しい。(委員)

→一般住宅向けの簡易版を作成することも検討する。(事務局)

・安曇野では水を非常に大事にしており、観光ポスター等でPRしているが、毎日の生活の場で利用するための水は手に入りにくい。すぐそばまで用水が来ているのに、利用できない住宅が増えている。緑化をするには水が必要だが、水道水を使うと負担が大きくなる。新興住宅地でも生活用水として農業用水を使えるようにしたらどうか。私の家の庭先には水の取り入れ口があるが、うらやましがる人が多い。用水を緑化に使うことで水を大切にできるようになる。雨水をためて活用する方法もある。市民が生活の中で楽しみながら景観をつくっていく

ために、自治体としても本気で取り組む姿勢を見せてほしい。(委員)

→水道が整備されるまでは用水は飲料水や生活用水として使用されていた。緑化する際に用水を使用することは現在も黙認されている。自然用水がないところでは、雨水をためるような施設に対して、なんらかの行政支援ができればと思っている。土地利用や水利権を勘案しながら検討したい。(事務局)

・ガイドラインは景観の届出の際に利用するものであるため、緑の維持管理に関しては次の段階として自主的に工夫して頂ければよい。(会長)

・安曇野市の樹木の指定はあるのか。安曇野を代表する樹木や花があればそれを優先的に市民に薦めたらどうか。(委員)

→市の指定樹木等に関してはアピールをしていきたい。(事務局)

・白馬村ではエリアごとに分けて花の色を統一するようにしている。安曇野市でも主要道路の沿道の樹木や花の色を統一するようになれば観光に役に立つのではないか。(委員)

・計画基準編の「2-1. 周囲から眺める視点」は重要なことだが、眺望景観に影響する場所は安曇野市全域ではないので、構成の順序としては「2-2. 場を読む視点」が先に来る方がよいのではないか。(委員)

・届出の際に眺望点からの見え方に関する資料を出すとなっているが、提出が必要となる範囲を明確にしておくべき。建物の高さや用途、眺望軸となる道路からの距離など。このままでは全ての案件で資料の提出が必要と読めてしまう。一般住宅で2階建てのものであれば必要ないなどの基準を明確にしておかないと、実際に申請する際に事業者等の負担は非常に大きくなる懸念がある。(委員)

・ガイドラインは推奨基準を示すものであるが、Ⅱ-9ページの表だけをみると高さとして求められているのが分かりにくい。エリアごとに説明会の対象とならない規模を「推奨する高さ」として示し、それ以上のものに対しては別途協議が必要であるとすればよい。(委員)

・Ⅱ-10ページにまちなかエリアの道路斜線制限が載っているが、今までの議論で特に問題となった田園エリアとの境界部分に対して、特別な斜線制限や絶対高さ制限による対応を検討してみてもどうか。(委員)

・Ⅱ-24ページの塀・柵・門扉等の遮蔽工作物について。ブロック塀をやめて生垣や透過性のあるフェンス等にするということをきちんと書く必要がある。ブロック塀にする場合はセットバックして手前に植栽するなどの例示があるとわかりやすい。(委員)

・Ⅱ-26ページの緑化率について。一般住宅を新築する場合に高木を6本植えることはあまりないので、中木を用いた生垣にすることで緑化率を守れるという事例を出した方が現実的ではないか。(委員)

・まちなかエリアにおいても斜線制限にかかる建物はほとんどないと思われる。用途地域の設定されていない三郷・堀金・明科に対する制限として書いてあるものだろう。(会長)

・緑化の数値はかなり踏み込んだものが示されているが、実際に新築の建物に植えるのは幼木だ。樹木が成長した上での、将来的な緑化率として想定してもらう目安の値ではないか。(会長)

→確かに最初から高木を住宅に植えることはない。楽しみながら樹木を育ててもらい、最終的に推奨する緑化率の基準に達したらよいと考える。(事務局)

・ポイント16に示されている樹木の例は住宅等への植栽用か。豊科ではハナミズキが街路樹として多く植えられているが、整合を図らなくてもよいのか。また、街路樹が事故等によって損傷した場合、どのように補修するのか。(委員)

→街路樹の場合、通行の安全性や排気ガスへの耐性を考慮しながら選択する。一般住宅の緑化では、花や葉色を楽しむことを目的として樹種を選択するため、使い方が少し異なる。(事務局)

・緑化率は家を新築して数年後に担保できればよいというものか。(委員)

→家を建てた時点ではなく、将来的な目標としての値。住宅を建てた時点で緑化率を確保することは難しいだろう。しかしながら、景観に配慮するという部分ではこのような値を打ち出していてもよいのではないか。(事務局)

・そうであれば、緑化率はあくまでも目標値であるということを明記した方がよい。既存の樹木を伐採した場合の規定などは考えているのか。軽井沢町では1本切ったら1本植えるという規定がある。(委員)

→樹木を増やすこと一辺倒で検討してきたため、伐採は想定していなかった。(事務局)

・住宅に限らず、どのように考えているか。(委員)

→穂高地域の通称“別荘地域”では穂高町自然保護等指導基準によって樹木を残すことが示されているため緑に対する意識は非常に高い。里の方では既存樹木への対応を今後検討していく。(事務局)

・安曇野の非常に重要な景観資源として屋敷林がある。田園エリアの屋敷林を伐採するにあたっては規制を考えた方がよいのではないか。(委員)

→県や建築士会が先頭になって働きかけを行い、屋敷林に対して財産的な価値を見出している。今までの取り組みを行政サイドでどのように盛り上げていくかはこれからの課題である。(事務局)

・緑化率はあくまでも目標値ということだが、この構成では緑化率が主要な内容であると読める。「既存の樹木についてはなるべく活かす」、「周囲に生垣が連続していれば生垣を連続する」、「少なくとも玄関横にはシンボルツリーを植える」などの具体的な事例をⅡ-25、26ページの間挟んでから、緑化率の目標値を示した方がよい。(委員)

・細かな数値、視点場からの眺望等に関して、エリアや用途ごとの対象が分かるようにした方がよい。一般住宅に関しては景観に対しては影響が少ないので、構成を工夫して欲しい。(会長)

・松本市では田園地帯にサイロをつくる際にデザインが問題となった。工作物は建物の規制を受けない。そのサイロの案は全体が白く、外側の階段がむき出しで見える景観に合わないものであった。色彩の基準内であっても、限りなく白に近い色彩が大きな面積を占める場合、山並みと合わずに目立ってしまう。安曇野市でも大きな工作物に関しては建物と同様の規定を適用してはどうか。(委員)

・工作物も含めた色彩に関しては、難しい課題であるが検討してもらいたい。(会長)

・景観づくりガイドラインの中間報告をもとに委員の皆さんから意見を頂いた。このご意見を踏まえて今後デザイン部会で検討を更に進めて頂きます。(会長)

3. 今後の進め方

→意見なし。